

○北海道警察職員旅費取扱規程

北海道警察本部訓令第2号

昭和32年3月1日

北海道警察職員旅費取扱規程を次のように定める。

北海道警察職員旅費取扱規程

(趣旨)

第1条 北海道警察に勤務する職員(以下「職員」という。)が公務のため旅行した場合及び職員以外の者が北海道警察の用務のため旅行した場合に道の経費をもって支給する旅費の取扱いについては、北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号。以下「条例」という。)、北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)、北海道職員等の旅費支給規則(昭和28年北海道人事委員会規則7-6)及び船員等の旅費の支給に関する規則(昭和35年北海道人事委員会規則7-85)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(部局長)

第2条 この訓令において「部局長」とは、北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)、北海道警察学校長、方面本部長及び警察署長をいう。

(旅行命令権者)

第3条 条例第4条第1項に規定する旅行命令及び旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)は、別表第1の基準に従い旅行命令権者及び当該命令権の委任を受けた職員(以下「旅行命令権者」という。)が行うものとする。

2 部局長は、旅行命令権者に事故がある場合は、臨時に他の職員にその事務を代理させることができる。

3 部局長は、旅行命令権者を新たに委任し又は委任替えをする必要が生じた場合は、直ちにその職氏名を警察本部長に申請しなければならない。

(国家公務員たる職員等の旅費)

第4条 警察本部長が公務のため旅行した場合は、特定職員の旅費を支給する。

2 国家公務員たる職員(前項に規定する者を除く。)が公務のため旅行した場合及び職員以外の国家公務員が北海道警察の用務のため旅行した場合に支給する旅費の額は、別表第2に定めるところによりその者の職務の級に相当する行政職給料表の級による。

3 職員以外の者(前項に規定する者を除く。)が北海道警察の用務のため旅行した場合に支給する旅費の額は、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、部局長又は旅行命令権者が相当と認める行政職給料表の級による。

(旅費の調整)

第5条 職員の職務の級がさかのぼって変更された場合、旅行命令権者が当該職員の既に行った旅行の旅費額について増額を行うことが適当でないと認めたときは、これを行わないものとする。

2 新規採用の職員が初任教養等のため入校するときの居住地から北海道警察学校所在地までの旅行の場合は、呼び寄せ旅費として、特定職員以外の者の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び食卓料を支給する。

第6条 職員の旅行において当該旅行が次の各号のいずれかに該当する場合は、正規の運賃の一部又は全部を支給しない。

- (1) 職員が被疑者の護送のため旅行する場合等において、旅行命令権者が正規の運賃を支給することが適当でないとき、船賃については下級の運賃を支給する。
- (2) 職員が公用の船車等又は交通機関を無料で利用し旅行する場合は、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を支給しない。
- (3) 鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合により所定の級に応ずる旅客運賃又は急行料金を支給する必要がないと認められる場合は、その級に応ずる旅客運賃又は急行料金を支給しない。
- (4) 職員が研修所等から演習又は実習等のため旅行する場合及び職員が部隊として旅行する場合は、船賃については下級の運賃を支給する。
- (5) 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第13条及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条の規定により通勤手当を支給されている職員のうち、定期券の価額で通勤手当を支給されている職員が当該定期券の有効区間の一部又は全部を含む旅行を行った場合において、当該旅行について定期券を使用することにより必要としない交通費は支給しない（旅行区間と定期券の有効区間の重複区間を控除した額が、定期券を使用しない場合の額より経済的になる場合に限る。）。ただし、特別の事情により定期券を使用することができない場合であって、現に交通費を要する旅行であるときは、この限りでない。
- (6) 次のアからウまでの事項のいずれかに該当する旅行が認められた職員であって、当該旅行が通常の通勤行為に相当するものについては、当該通勤行為に相当する区間に係る交通費は支給しない。

ア 居住地（職員の住所又は居所をいう。イ及びウにおいて同じ。）から用務地に直接旅行し、用務終了後、在勤庁に旅行する場合

イ 在勤庁から用務地に旅行し、用務終了後、用務地から居住地に旅行する場合

ウ 居住地から用務地に直接旅行し、用務終了後、用務地から居住地に旅行する場合

第7条 旅行命令権者が旅行用務の内容、利用交通機関及び経路等総合的に判断して航空機の利用を認めた場合に限り、条例第15条に規定する航空賃を支給することができる。

第8条 特定職員の旅費を支給する職員が部隊として旅行する場合は、特定職員以外の者の旅行雑費を支給する。

- 2 職員が、別に定める特定の区域（以下「特定区域」という。）内を日帰りで旅行した場合は、旅行雑費を支給しない。
- 3 旅行の最終日の帰着が午前4時以前であると旅行命令権者が認める旅行にあつては、最終日に係る旅行雑費を支給しない。
- 4 職員が長期間の研修、講習又は訓練（以下「研修等」という。）を受ける用務のため旅行する場合は、移動を伴わない日に係る旅行雑費を支給しない。
- 5 条例第9条の2に規定する私事のため滞在する者がその滞在地（以下この項において「私事滞在地」という。）からの旅行で、旅行命令における旅行の初日（以下この項において「旅行初日」という。）に用務がない場合であつて、現に私事滞在地から用務地への旅行がないときにおいては、旅行初日に係る旅行雑費は支給しない。

第9条 職員が訓練、演習、実習等のため旅行する場合及び職員が部隊として旅行し宿泊した場合には、特定職員以外の者の宿泊料定額の範囲内で実費額を支給するものとし、その実費額は別に定める。

2 職員が公用の船車等又は交通機関を無料で利用し旅行した場合で、公務上の必要により固定宿泊施設に宿泊しないときは、特定職員以外の者の宿泊料定額の範囲内で実費額を支給するものとし、その実費額は別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、職員が翌日にわたり特定区域内を旅行した場合で、公務上の必要により固定宿泊施設に宿泊しないときは、宿泊料及び宿泊雑費を支給しない。

4 職員が公用の宿泊施設又は食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、正規の宿泊料又は食卓料の一部又は全部を支給しない。

5 旅行の最終日の帰着が午前4時以前であると旅行命令権者が認める旅行にあつては、最終日の前日に係る宿泊料及び宿泊雑費を支給しない。

6 職員が研修等を受ける用務のため旅行する場合は、宿泊料の額を調整して支給する。

7 旅行の用務に係る会議等の主催者等から宿泊施設を指定され、当該宿泊施設に宿泊したときに要する宿泊料金等の額が、主催者等からの通知等により当該旅行に係る宿泊料を下回ることが明らかな場合は、別に定めるところにより、宿泊料の額を調整して支給するものとする。

8 職員が宿泊料金を要しない自宅等に宿泊した場合は、宿泊料の額を調整して支給するものとし、その額は別に定める。

9 赴任のための旅行であつて、旅行命令権者が宿泊を必要と認めるときは、宿泊料定額の範囲内で実費額を支給するものとする。

第10条 職員が旅行中に傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため法令に基づく療養その他の給付又は療養補償等を受ける場合は、当該療養中の旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び日当の2分の1に相当する額を支給しない。

第11条 道の経費以外の経費から旅費が支給されるため正規の旅費を支給することが適当でない場合は、当該旅費のうち道の経費以外の経費から支給される旅費に相当する額は、これを支給しないものとする。

第12条 旅行期間15日未満の出張の場合の支度料の額については、条例第33条の実費額が条例別表第2の3の旅行期間1月未満の定額の2分の1に相当する額を超える場合にあつては、当該定額の2分の1に相当する額とする。

2 外国に留学する職員に対し支給する支度料の額については、条例第33条の実費額が3万円を超える場合にあつては、3万円とする。

#### 附 則

1 この訓令は、昭和32年4月1日から施行する。

2 北海道地方警察職員旅費取扱規程（昭和29年北海道警察本部訓令第12号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、昭和33年7月22日から施行し、昭和33年11月1日から適用する。

#### 附 則

この訓令は、昭和34年10月20日から施行し、昭和34年7月10日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和35年9月1日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和44年4月24日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和47年4月12日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和48年5月1日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和48年9月21日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和50年5月24日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則

この訓令は、北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（昭和51年北海道公安委員会規則第2号）及び北海道警察の組織に関する訓令の一部を改正する訓令（昭和51年北海道警察本部訓令第6号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和51年8月3日）

附 則

この訓令は、昭和54年8月31日から施行し、昭和54年5月18日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和57年3月31日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和61年1月28日から施行し、昭和60年12月25日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の北海道警察職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

1 この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の北海道警察職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第4号）抄  
（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成29年4月24日から施行し、同月1日から適用する。

附 則（平成31年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第7号）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の北海道警察職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（令和3年警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

※ 別表は省略